

社会保険

みえ

CONTENTS

日本年金機構 年金事務所

VOL.557

- 年金手続きの押印が原則廃止されました
- 従業員の皆様と被扶養配偶者の方の住所を定期的に確認しましょう！

全国健康保険協会(協会けんぽ)三重支部

- 令和3年度の協会けんぽの保険料率について
- 皆さまの5つの取り組みで保険料が変わります！(インセンティブ制度)

一般財団法人 三重県社会保険協会

- 令和3年度「事業計画」と「予算」について
- 健康ひとくちメモ【職場で「こっそり筋トレ」】
- 第2回 社会保険みえクイズ
- 新規スタート事業のご案内(裏面)

行政資料提供／◆日本年金機構 ◆全国健康保険協会三重支部(協会けんぽ)



▶三重の自然シリーズ #13: 桑名市「九華公園」花菖蒲

かつて「扇城」と呼ばれ、海道の名城と称えられた「桑名城」の本丸跡と二の丸跡に造られた公園。舟入橋を渡れば戦国最強「本多忠勝」像がお出迎え。満々と水を湛えた幅の広いお堀には「カモ」や「カメ」が気持ちよさげに遊泳中。芝生エリアでボール遊びやピクニックも楽しそう。揖斐川沿いは絶好のお散歩コース。足を延ばして「七里の渡」跡や「六華苑」まで「のんびりお散歩」はいかがでしょう。

職場内で回覧をしてください

2021
5

● 年金手続きの押印が原則廃止されました

年金手続きの申請・届出様式の押印が原則廃止されました（金融機関へのお届け印、実印による手続きが必要なもの等（※）については、引き続き押印が必要となります）。押印欄のある旧様式は、引き続き使用いただけます。また、旧様式により提出される場合も、押印は必要ありません。

（※）引き続き押印が必要な届書は次のとおりです。

- ・ 国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書
- ・ 国民年金保険料口座振替辞退申出書
- ・ 委任状（年金分割の合意書請求用）
- ・ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書
- ・ 健康保険・厚生年金保険 保険料口座振替納付（変更）申出書
- ・ 船員保険・厚生年金保険 保険料口座振替納付（変更）申出書
- ・ 健康保険・船員保険・厚生年金保険 保険料口座振替納付（変更）申出書（ゆうちょ銀行用）
- ・ 健康保険・厚生年金保険 保険料預金口座振替辞退（取消）通知書
- ・ 船員保険・厚生年金保険 保険料預金口座振替辞退（取消）通知書
- ・ 健康保険・船員保険・厚生年金保険 保険料預金口座振替辞退（取消）通知書（ゆうちょ銀行用）



月の途中で入社したときや、退職したときは、厚生年金保険の保険料はどのようになりますか。



お答えします

(1) 月の途中から入社した場合

入社日にて厚生年金の被保険者資格を取得することとなります。保険料は月単位で計算しますので、資格取得した月の保険料から支払う必要があります。

保険料は、会社が被保険者に支払う給与から保険料相当額の被保険者負担分を直接控除し、会社負担分と合わせて翌月末までに国に納めますので、個人で納める必要はありません。

(2) 月の途中で退職した場合

退職した日の翌日に厚生年金の被保険者資格を喪失することとなります。保険料は、資格喪失日が属する月の前月分まで納める必要があります。

なお、月の「末日」に退職した場合は、翌月1日が資格喪失日となりますので、退職した月分までの保険料を納める必要があります。この場合は、給与計算の締切日によって、退職時の給与から前月分と当月分の社会保険料が控除される場合があります。

(3) 入社した月に退職をした場合

厚生年金保険の資格を取得した月にその資格を喪失した場合は、厚生年金保険料の納付が必要となります。被保険者負担分の厚生年金保険料は退職時に給与から控除され、会社が会社負担分と被保険者負担分を翌月末までに納付することとなります。

ただし、厚生年金保険の資格を取得した月にその資格を喪失し、さらにその月に厚生年金保険の資格又は国民年金（第2号被保険者を除く。）の資格を取得した場合は、先に喪失した厚生年金保険料の納付は不要となります。この場合、年金事務所から対象の会社あてに厚生年金保険料の還付についてのお知らせを送付します。厚生年金保険料の還付後、被保険者負担分は会社から被保険者であった方へ還付することとなります。

● 従業員の皆様と被扶養配偶者の方の住所を定期的に確認しましょう！

「住所一覧表」提供サービス

「ねんきん定期便」などの年金個人情報、直接、被保険者の皆様にお送りするためには、正しい住所を届けていただく必要があります。

日本年金機構では、事業主の皆様に、従業員の皆様と被扶養配偶者の方の住所を確認していただくために「住所一覧表」の提供サービスを実施しています。



正しい住所が届けられていると

- 従業員の皆様と被扶養配偶者の方へ、年金の受給開始年齢の直前に日本年金機構からお送りしている「年金請求書」などが、正確に届くようになります。
- 事業主の皆様が、従業員の皆様の住所を確認されることで、従業員の皆様に将来受け取る年金に関するご案内等が正しく届くようになることは、事業主の皆様にとって有益であると思います。

「住所一覧表」の提供サービス申込みの方法

所定の申出書に必要事項を記入のうえ、事業所等を管轄する年金事務所に提出してください。後日、「住所一覧表」が郵送されます。

※申出書は日本年金機構ホームページ (<https://www.nenkin.go.jp/>) 又は、お近くの年金事務所に備え付けてありますので、ご利用ください。

住所変更が必要な場合

「住所一覧表」の住所と、現在、従業員の皆様と被扶養配偶者の方がお住まいの住所が異なる場合は「住所一覧表」に朱書き訂正していただくことにより、簡便に住所変更の届出をすることができます。

朱書き訂正を行った「住所一覧表」は、事業所等を管轄する年金事務所に提出してください。(※所定の様式による届出も可能です。)

住所以外の事項の変更が必要な場合

氏名や生年月日等の変更がある場合は、所定の様式による届出が必要です。

届出については、所定の様式に必要事項を記入のうえ、事業所等を管轄する年金事務所へ提出してください。

※その他、ご不明な点については、事業所等を管轄する年金事務所にお問い合わせください。

● 令和3年度の協会けんぽの保険料率について

加入者・事業主の皆さまへ

令和3年3月分（4月納付分）からの
協会けんぽの保険料率についてお知らせします

三重支部の健康保険料率は変更となります。

任意継続被保険者の方は、令和3年4月分の保険料から変更となります。

令和3年2月分（3月納付分）まで

9.77%

健康保険料率



令和3年3月分（4月納付分）から

9.81%

介護保険料率も変更となります。

令和3年2月分（3月納付分）まで

1.79%

介護保険料率



令和3年3月分（4月納付分）から

1.80%

※健康保険料と介護保険料は、労使折半となります。

※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

各都道府県の保険料率は、地域の医療費水準に基づいて算出されます。

加入者の皆さまに、①健康診断・保健指導を受けていただくこと、②企業を挙げて健康づくりに取り組んでいただくこと（健康宣言）、③ジェネリック医薬品の使用促進を始めとする上手な医療のかかり方を身に付けていただくことで、その都道府県の医療費の上昇を抑えることができれば、保険料率の伸びを抑えることができる仕組みとなっています。

加入者の皆さまの取組が、保険料率の伸びを抑える
大きな力になることをご理解ください。



全国健康保険協会 三重支部

協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

TEL.059-225-3317

受付時間／平日8:30～17:15

〒514-1195 津市栄町4-255 津栄町三交ビル

皆さまの5つの取り組みで保険料が変わります！（インセンティブ制度）



インセンティブ制度とは何ですか？



インセンティブ制度とは、協会けんぽの加入者及び事業主の皆さまの取組に応じてインセンティブ（報奨金）を付与し、ご負担いただいている都道府県支部ごとの保険料率に反映させる制度です。当該年度の取組は翌々年度の保険料率に反映させる仕組みとなっており、令和元年度の取組結果が令和3年度の保険料率に反映されています。

【制度の概要】

- ① 制度の財源として、新たに全支部の保険料率の中に、0.01%（※1）を盛り込んで計算します。
 - ② 各支部の評価指標（特定健診受診率など）の実績に応じて得点をつけます。その得点をランキングづけし、47支部中上位23支部に該当した支部に①を財源とした報奨金を充てることによって保険料率を引き下げます。詳しくは、協会けんぽホームページまたは協会けんぽ支部にお問い合わせください。
- （※1）この0.01%については3年間で段階的に導入され、令和2年度保険料率に盛り込む率は0.004%、令和3年度保険料率に盛り込む率は0.007%、令和4年度保険料率に盛り込む率は0.01%となります。

インセンティブ制度により、令和3年度保険料率は最大0.057%引き下げ効果がありました。

保険料計算例：標準報酬月額30万円、保険料率10.0%の支部の場合（保険料額は労使折半前の金額）

<財源分保険料率が0.007%で、報奨金による保険料率の減算がない場合>

30万円 × (10.00% + 0.007%)	= 30,021円	1か月 +21円	※制度導入前との差 年間 +252円
(令和4年度 財源保険料率0.01%の場合)		1か月 +30円	年間 +360円

<財源分保険料率が0.007%で、報奨金による保険料率の減算が0.057%であった場合>

30万円 × { (10.00% + 0.007%) - 0.057% }	= 29,850円	1か月 ▲150円	※制度導入前との差 年間 ▲1,800円
(令和4年度 財源保険料率0.01%、報奨金による減算0.09%の場合)		1か月 ▲240円	年間 ▲2,880円

※機械的計算のため、実際の計算と端数処理が異なります。



インセンティブ制度の導入によって具体的に何を取組めばいいのでしょうか？



加入者及び事業主の皆さまに取組んでいただきたいことは以下の5つであり、この取組が医療費の適正化につながります。協会けんぽも全力でサポートさせていただきますので一緒に取組んでいきましょう。

評価指標

加入者及び事業主の皆さまに取組んでいただきたいこと

① 特定健診等の受診率

- 協会けんぽの生活習慣病予防健診（被保険者の方）、特定健診（被扶養者の方）を受診してください。
- 労働安全衛生法に基づく定期健診を実施されている事業所様は、協会けんぽ加入者の方（40歳以上）の健診結果を協会けんぽにご提供ください。

② 特定保健指導（※2）の実施率

（※2）健診結果で生活改善が必要とされた方へ協会けんぽの保健師・管理栄養士等が行う健康サポートです。

- 健診結果で生活改善が必要と判定された方（※3）は、協会けんぽの特定保健指導をご利用ください。（※3）腹囲：男性85cm以上、女性90cm以上、収縮期血圧：130mmHg以上、空腹時血糖値：100mg/dl以上など。詳細はホームページをご覧ください。

③ 特定保健指導対象者の減少率

- 特定保健指導の対象とならないよう、日常から健康的な生活習慣に取組んでください。
- 特定保健指導を受けた方は、プログラムに最後まで取組むとともに、必要に応じて医療機関を受診してください。

④ 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率（※4）

（※4）協会けんぽからの受診勧奨を受けてから3か月以内の医療機関受診率

- 生活習慣病予防健診の結果、血圧又は血糖値の項目で「要治療者（再検査含む）」の判定を受けた方は、協会けんぽから受診勧奨のご案内を送付しますので、必ず医療機関を受診してください。

⑤ 後発医薬品の使用割合

- 医療機関や薬局でお薬を受け取る際は積極的に後発医薬品（ジェネリック医薬品）（※5）をご選択ください。（※5）後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは、新薬（先発医薬品）と同等の有効成分・効能があると厚生労働省から認められている安価なお薬です。

● 令和3年度「事業計画」と「予算」について

一般財団法人三重県社会保険協会は、新型コロナウイルス感染拡大、「警戒宣言」発令に伴い、書面審議を実施し、いずれも原案どおり可決されました。
主な事業内容と予算については、次のとおりです。

○ 収支予算

〈 広報活動事業 〉

1. 広報誌「社会保険みえ」の発行

〈 制度普及事業 〉

1. 社会保険事務セミナーの開催
2. 社会保険制度セミナーの開催
3. 年金セミナーの開催

〈 健康啓発事業 〉

1. 健康づくり講師の派遣
2. 健康DVDの無料貸し出し

〈 健康づくり事業 〉

1. ウォークラリーの開催
2. ウォーキング大会の開催
3. ゴルフ大会の開催

〈 福利厚生事業 〉

1. 三重県立美術館（企画展）観覧助成
2. 日帰り温泉入浴施設の利用補助
3. 下呂・長良川温泉宿泊助成
4. ボウリング場の利用補助
5. 海の家・プール利用補助
6. スキーリフト利用補助
7. 宿泊施設優待事業
8. 家庭常備薬の斡旋

○ 収支予算

令和3年度収入支出予算	経常収益の部 (千円)		経常費用の部 (千円)	
	科 目	予算額	科 目	予算額
自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日	基本財産運用益	1	広報活動事業費	10,795
	特定資産運用益	1	制度普及事業費	9,305
	会費収益	44,830	健康啓発事業費	1,321
	事業収益	20	健康づくり事業費	5,822
	雑収益	1	福利厚生事業費	3,049
	経常収益計	44,853	関係団体協力事業費	1,922
			管理費	12,199
			経常費用計	44,413
			当期一般正味財産増減額	440
			一般正味財産期首残高	24,547
			一般正味財産期末残高	24,987

★ 健康ひとくちメモ ★
～Let's take a short break!～

● 職場の机の下で「こっそり筋トレ」 足の筋トレで、若返りホルモン分泌 → 老化防止に効果

頭脳はフル回転、ブラインドタッチで入力作業をこなし、後輩に愛情ゆえの教育的指導を行い、上半身は「バリバリ仕事をしている」風情を醸し出ししながら、下半身は「こっそり筋トレ」実践中！ 机の下は誰にもわからないアナタだけの世界。

「かかとの上げ下ろし」「足踏み」「足を宙に浮かせる」など、真面目に仕事をしながら、秘かにどんどん若返りませんか？ 気分転換にもなり、血流が良くなるので集中力もUP！

深呼吸もいいみたいです。 お金も時間もかけずに「健康寿命」を延ばしましょう♡

● 第2回 社会保険みえクイズ

全問正解者の中から抽選で、ちょっとした「賞品」をお送りいたします♥

別紙「クイズ回答用紙」に記入の上、FAXにてご応募ください。

なお、当選発表はプレゼントの発送をもって代えさせていただきます。

では、次の5問について、一般的に正解にふさわしいと思われるものを回答してください。

問1 「電子申請（日本年金機構への届出）」のメリットにあてはまらないものは？

※ 届書作成プログラムには入力チェック機能・ヘルプ機能があるため便利！郵送にかかるコスト削減も！

- A インターネットを利用して、365日、24時間いつでも届出OK
- B 届出した後の「審査状況」を確認することができる
- C GビズIDの取得、届出作成プログラムの利用に莫大な手数料がかかる

問2 メタボリックシンドロームに該当しているのは誰でしょう？

※ 健康診断の結果が「要再検査」の方は必ず受診しましょう。協会けんぽの特定保健指導のご活用を！

- A 「腹囲」「血糖値」「血圧」が基準値オーバーの経理の阿藤さん
- B 「腹囲」「偏差値」「威圧」が尋常ではない経営企画の江藤さん
- C 「腹芸」「経験値」「指圧」で難局を乗り切る我が家のお父さん

問3 ロダン作の彫刻「考える人」、悩んでいるようで実は何を考えている？

- A 「はふう～。つらい便秘もこの前傾姿勢でスッキリや～！」
- B 「念願だったターミネーターの出演オファー、キターッ！」
- C 「高いところから下を眺めているだけで、特に何も考えとらんのよお～」



問4 三重県の地名「源部外面」の正しい読み方は？

※ 桑名市長島町の皆様、敬意と愛情を持ってクイズにしておりますので、大きなお心でご容赦ください。

- A げんべども
- B もとべのそとづら
- C みなもとのべそとも

問5 実在しない虫は？

- A ニセクロホシテントウゴミムシダマシ
- B カノウモビツクリミトキハニドビツクリササキリモドキ
- C アカルイミライヲシンジテイマハコツコツアリノゴトシ

今月号の同封チラシのご案内

- 令和3年度「会費」のお願いについて
- 年間事業予定表（既会員様）もしくは事業案内（非会員事業所様）
- 社会保険事務セミナー「基礎講座」のご案内
- ウォークラリーのご案内 …… 新規事業（詳しくは裏面とチラシをご覧ください）
- 三重県立美術館「企画展」観覧助成券のご案内 …… 新設
- 日帰り温泉入浴料割引券のご案内 …… 新たに2ヶ所追加。
- ボウリング割引券のご案内
- 下呂温泉・長良川温泉宿泊助成券のご案内

New Event & New Discount Ticket

令和3年度「新規スタート事業」のご案内

※詳しくは同封チラシをご参照ください。

その1 健康づくり事業

●ウォークラリー(新企画)

外出自粛で「コロナ・ロコモ」にご注意を！

密にならない「ウォーキング」をご提案！

巣ごもり生活の中、ご自宅にて「スクワット」など「筋トレ」に励んでいらっしゃるものと存じます。たまには青空の下、ゆっくり楽しくウォーキングはいかがでしょうか？

- ・受付会場「三重県総合文化センター」まで、各自「マイカー」「マイ自転車」などでご集合。
- ・受付時間を30分単位で3グループに区分。「密集」しないようご協力を。
- ・受付会場(小研修室)にて受付後、「地図」と「課題」を手に、順次「スタート」
- ・チェックポイントにて課題(クイズなど)に取り組みながら、のんびりウォーク。
- ・田園風景を楽しみつつ、途中「国宝」高田本山を経由するコース。
- ・ロングコース、ショートコースを自由に選んでいただけます。
- ・コースを正確に歩いて、課題に正解された参加者には「賞品」を進呈。
- ・ゴール(受付会場)された方から順次「解散」



その2 福利厚生事業

●三重県立美術館「企画展」観覧助成券(新設)

芸術は「仕事」の役に立つ！

芸術は明日への「活力」となる！

- ・絵画から受けるインスピレーションは新たな発想のきっかけになる。
- ・描かれた時代の空気感を味わい、知見を広げることができる。
- ・「美意識」を高めることで、経営力・企画力の向上につながる。

芸術は「健康」に良い！

芸術は「お薬」である！

- ・ストレスの解消・軽減や精神的安定に効果がある。
- ・老化プロセスを遅らせる「若返りホルモン」が増える。
- ・認知症の症状改善にも効果がある。…とされています。

何かと制限された
生活の中で「絵画鑑賞」で
刺激と心の癒しを！

企画展「第1弾」

あの「若冲」が京都からやってきます!!
美しい色彩と綿密な描写を
ぜひこの機会にご覧ください。

その3 福利厚生事業

●日帰り温泉入浴料割引券(新規2施設)

疲れた「身体」と「こころ」をリフレッシュ！

新施設

磨洞温泉 涼風荘 (津市半田2860-1)

天井がガラス張り、浴室内には緑豊かな観葉植物。野趣あふれる密林の露天風呂気分が味わえ、温泉浴と森林浴のダブル効果。ワイルド&ノスタルジックな世界観をご堪能あれ。洞窟内にてお食事どうぞ。

新施設

阿下喜温泉 あじさいの里 (いなべ市北勢町阿下喜788)

かけ流しのアルカリ性の温泉。pH値8.98の温まりやすく湯冷めしにくいお湯は、美肌効果てきめん。刺激の少ない優しい温泉は自律神経不安定症、不眠症などにも効果あり。アルカリ温泉で、日頃のストレス解消を。

年金事務所による出張年金相談日

相談場所	相談時間	相談日		相談場所	相談時間	相談日	
		5月	6月			5月	6月
NTNシティホール (桑名市民会館)	10:00~15:00	13	3	鈴鹿商工会議所	10:00~15:00	12	9
		20	10			26	23
		27	17	亀山市役所	10:00~12:00	20	17
		—	24		13:00~15:00		
いなべ市役所	10:00~15:00	11	8	志摩市商工会館	10:00~15:00	13	10
上野商工会議所	10:00~15:00	—	2	熊野市役所	10:00~14:00	12	2
		21	18	熊野市役所紀和総合支所	10:00~13:00	—	18
名張商工会議所	10:00~15:00	11	8	御浜町役場	10:00~14:00	19	9
		25	22	紀宝町役場	10:00~14:00	26	16

※桑名市・いなべ市・伊賀市・名張市・亀山市・志摩市については、予約による年金相談を行っていますので、ぜひご利用ください。

【お申し込み先】各年金事務所、お客様相談室あてお電話ください。

桑名市・いなべ市 ⇒ 四日市年金事務所 059-353-5515
伊賀市・名張市・亀山市 ⇒ 津年金事務所 059-228-9112
志摩市 ⇒ 伊勢年金事務所 0596-27-3601